

弔慰・災害規定

青葉台7丁目町会

第1章 総 則

第1条 この規定は、本会則第3条の目的を達成するため定めるものとする。

第2章 弔 慰

第2条 会員もしくは同居の家族が死亡した時は、香典料として一律10,000円を贈る。

第3条 会員が死亡した時、役員及び幹事は、次の事項について処置をとる。

- 1) 当該幹事は、会長又は副会長に通知する。
- 2) 会長又は副会長が町会を代表して弔問を行う。
- 3) 会員の要請に対応する。
 - (1) 集会所又は自治会館の申し込み。
 - (2) 手伝い（原則として、当該ブロック会員が当たる）。
- 4) 掲示板にて町会会員に伝達する。

第3章 災 害

第4条 会員に災害が発生した場合の応急処置は、駆けつけ可能な役員、幹事及び会員が協力するが、会長は状況により緊急役員会を召集し、以下の事項について処置する。

- 1) 地区全域に及ぶ場合は、市の指示に従う。
- 2) 7丁目内の場合（火災、爆発、土砂崩れ等）
 - (1) 救援活動本部を集会所に置く。
 - (2) 災害状況の認識統一を図る。
 - (3) 救援対策の検討（カンパ、見舞金（10,000円）支給等）及び作業の実施。
 - (4) 消防及び警察などの外部応援機関への連絡調整。

第5条 この規定の改定は、幹事会の承認を得るものとする。

付 則 この規定は、昭和58年4月1日適用する。

改正履歴 平成5年5月29日、平成9年4月6日、平成13年4月1日
平成20年4月1日、平成21年4月5日

今回改正 令和5年2月19日

第4条2) (4) : なお、挨拶・謝礼は各清酒2本とする。を削除

弔儀の手引き

青葉台7丁目町会

1. ブロック内でご不幸があったら、当該家は幹事に連絡する。
2. 幹事は、弔儀連絡表を手渡し、記入をして頂く。
3. 幹事は、町会長または副会長に連絡する。
4. 幹事と連絡を受けた役員（町会長等）は、共にお手伝い等の確認をとる。
この時、葬儀連絡表を受け取る。
5. 幹事は、当該家より葬儀の手伝いの要請があれば、会員よりお手伝いの出来る人を、必要人数をお願いする。
(原則としてお手伝いは、当該ブロック内でお願いします。)
6. 町会長又は副会長は、直ちに下記の手配内容を確認する。

	項目	内容	連絡先	備考
手配確認	香典料	一律 10,000 円	会計	
	掲 示	掲示板（7ヶ所）	会長および総務部	
	式 場	みどりヶ丘集会所	集会所管理委員 受付人	20,000円 (1件)
		青葉台自治会館	①. 自治会館 TEL 62-4960 ②. 駐車場確保 青葉台幼稚園 TEL 61-3320 斉藤理事長宅 TEL 62-0264	30,000円 通夜・告別式(2日) 13時～翌18時
	弔問者	町会長又は三役が 代表	会員に出来るだけ弔問をお願いします。	
片付け	責 任 者			

7. 青葉台自治会館使用の場合は、許可が必要です。
申し込みは、青葉台自治会館運営規則により町会長又は自治会館運営委員の承認印が必要です。手続きは、弔儀連絡表確認後、申請書を提出します。
8. 青葉台自治会館使用後の後片付けの最終責任は、町会長、自治会館運営委員にあります。使用者は、戸締りガスの元栓、タバコの火の元確認、各部屋の点検施錠の確認を必ず行なって下さい。

付 則

改定履歴 平成13年4月1日、平成15年4月1日、平成20年4月1日
平成22年4月5日

以 上